



一去一由譲長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第九部選用決算委員　　池本甚四郎君  
一去一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ  
第二部選出

第二部選用  
決算委員 川俣 清音君（菊地 養之輔  
君輔闕）

## 一去二日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ 第五部選出

決算委員 渡邊 健君（池本甚四郎  
君補闕）

○副議長(内ヶ崎作三郎君)　是ヨリ會議ヲ  
開キマス

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ  
提出致シマス、即チヒノ祭政寺是出日滿地方

十五號廢止法律案及之大正九年法律第五十

一五號題正法律案乃び不正行為法律第五十  
三號中改正法律案ノ三案ヲ一括議題トナシ、  
委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラ。

○副議長(内ヶ崎作三郎)　森下君ノ勅議  
シコトヲ望ミマス

ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 御異議ナシト  
認ヌマス、仍テ日程ハ變更セラレマジ

夕、——日滿地方稅徵收事務共助法案、明治四十年法律第一十五號發止法律案、大正九

年法律第五十三號中改正法律案、右三案ヲ  
一括シテ第一讀會ノ續キヲ開キマス、委員長

ノ報告ヲ求メマス——古屋慶隆君

日滿地方稅徵收事務共助法案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會ノ續(委員長報告)  
明治四十年法律第二十五號廢止法律案  
(參二ニ准丁ス)キ法令ニ附スレサ(改)

(總力二萬六千三十五人) (政  
府提出、貴族院送付)

大正九年法律第五十三號中改正法律案  
(關稅法關稅定率法及保稅倉庫法等)

朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件) (政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十八年三月四日

衆議院議長岡田忠彦殿 委員長 古屋 慶隆 報告書

一明治四十年法律第二十五號廢止法律案 (政府提出、貴族院送付)  
(權太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件) (政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十八年三月四日

衆議院議長岡田忠彦殿 委員長 古屋 慶隆 報告書

一大正九年法律第五十三號中改正法律案 (關稅法關稅定率法及保稅倉庫法等ノ  
朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件) (政府提出、貴族院送付)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十八年三月四日

衆議院議長岡田忠彦殿 委員長 古屋 慶隆 報告書

○古屋慶隆君登壇) (古屋慶隆君登壇)

衆議院議長岡田忠彦殿 委員長 古屋 慶隆

法案制定ノ趣旨カラ申述ベマス  
地方稅徵收事務共助法案外二件ノ委員會ノ  
審議及ビ經過ニ付キマシテ御報告申上ゲマ  
ス、先づ第一ニ、日滿地方稅徵收事務共助  
法案制定ノ趣旨カラ申述ベマス  
近時滿洲國ノ發展ニ伴ヒマシテ、日滿間ノ  
交通が漸次繁濶ヲ加フル共ニ、地方稅納稅

助法案外二件 第一讀會ノ讀  
義務者ノ移動モ亦累年多キヲ加ヘ、是が爲メ  
地方團體ハ、相互ニ地方稅ノ徵收ニ付キ、相  
當苦慮シツツアル狀況デアリマスノデ、政府  
ハ曩ニ實施セラレマシタ日滿國稅徵收事  
務共助法ノ例ニ倣ヒマシテ、地方稅ノ徵收ニ  
付テモ、相互囑託ヲナシ得ルノ途ヲ閉カント  
スルモノデアリマス、今其ノ要點ヲ簡單  
ニ申上ゲマスト、第一ハ、滿洲國側ヘ地方  
稅ノ徵收ヲ囑託スル場合デアリ、第二ハ、  
滿洲側カラ地方稅徵收ノ囑託ヲ受ケル場合  
デアルノデアリマス、此ノ徵收ノ囑託ヲ受  
ケマシタ滿洲國地方稅ノ徵收ノ順位、訴願、  
訴訟等ニ付キ規定ヲ致シマスルト共ニ、徵  
收金ノ徵收及び送付ニ要シマスル費用ハ、  
之ヲ所屬市町村ノ負擔トスル旨ヲ規定致シ  
タノデアリマス、是ガ大體ノ趣旨デアルノ  
デアリマスルガ、別ニ本案ニ付テハ、委員  
會デハ御質疑ガゴザイマセヌデシタ  
次ニ、明治四十年法律第二十五號廢止法  
律案ハ、曩ニ政府ノ方針決定ヲ見マシタル  
内外地行政一元化ノ一端トシテ、本年四月  
以降樺太ヲ内地ニ編入スル爲ノ具體的措置  
ト致シマシテ、將來制定セラルル法律ハ、  
原則トシテ當然樺太ニモ施行スルコトト  
シ、法律ノ施行關係ヲ速力ニ内地ト同様ナ  
ラシムル爲メ、現在樺太ヲ内地ト別個ノ法  
域トシテ居ル本法律ヲ廢止セントスルモノノ  
デアリマスガ、既存ノ法律ニ付キマシテハ、  
直チニ全部ヲ樺太ニ施行スルコトハ、種々  
困難ナル事情モアリマスノデ、既ニ公布セ  
ラレテ居リマスル法律ノ施行關係ハ、當分  
ノ内從來通り明治四十年法律第二十五號ノ  
點アリマシタ、第一點ハ、既ニ四月一日ヨ  
リ内地編入ノ根本方針ニ基キ、樺太ニ市制  
町村制ヲ施行スルカドウカ、斯ウ云フ質問  
ニ對シマシテ、現在樺太ニ於アヘ特別ノ制

度ガアリ、唯其ノ内容ハ古制ニ付ニハ殆ド内地ト非常ニ似通ツテ居ル點ガ多イガ、町村制ニ付テハ、相掌内地ノ制度トハ異ツテ居リマスルガ、今回ノ改正市制、町村制ハ原則トシテ内地ト同様ニ、樺太ニモ此ノ法律ヲ適用スル建前ニミツテ居リマス、併シナガラ從來カラ特殊ノ事情モアリ、急激ナル變化ヲ致シマスルコトハ、種々困難ノ事情モアリマスノデ、此ノ點ニ付テハ、特例ヲ設ケテ參リタイト云フ政府ノ答辯ガアツタノデアリマス

第二點、衆議院議員選舉法ハ樺太ニ施行セラレルカトノ質問ニ對シマシテ、政府ハ既ニ内地編入ノ原則ヲ定メタル以上ハ、出來ルダケ速力ニ之ヲ施行致シタイ、其ノ時期等ニ付キマシテハ、ハツキリト申上ゲ兼ネマスケレドモ、近キ將來ニ選舉法改正ガ行ハルル機會ニ、當然ニ問題ニナルコトデアラウトノ答辯ガアリ、目下銳意研究中デアリマス、他ニ樺太ノ人口政策、樺太ノ開發會社ノ成績等、樺太ノ農業政策等ニ關シ、種々質疑應答ガアリマシタガ、詳細ハ速記錄ニ依ツテ御覽ニ頤ヒタイト思ヒマス

第三ニ、大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ内容ヲ申上ゲマスト、日満陸接國境地域ニ於ケル經濟開發ノ原動力タル鴨綠江ノ水力電氣開發事業ハ、滿鮮兩當局ノ協定ニ基キマシテ、鳴鶴江水力電氣會社ノ手ニ依ツテ目下着々進捗中デアリマシテ、既ニ工事中ノ水豐發電所ニ引續キ雲峯、義州ノ兩發電所工事ニ着手セントシテ居ルノデアリマスガ、是が建設工事用ノ各種物品ハ、支障ヲ來スコトトナリマス爲メ、現行法ニ改正ヲ加ヘ、是等物資ノ輸出入ニ關シ、關稅法ノ適用ヲ排除セントスルモノデアリマス

ス、此ノ法案ニ付テハ何等ノ質疑ハアリマ  
セナシング

以上三案ヲ一括議題トシテ討論ニ入リマ  
シテ、伊藤五郎君ハ翼政會ヲ代表シテ、原  
案賛成ノ意見ヲ述べラレ、討論ハ終局致シ  
マシテ採決ニ入り、各案トモ原案ヲ満場一  
致ヲ以テ可決致シマシタ、右御報告申上ゲ  
マス(拍手)

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 三案ノ第二讀  
會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 御異議ナシト  
認メマス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決  
シマシタ

○森下國雄君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ閉  
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り  
可決セラレントヲ望ミマス

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 森下君ノ動議  
(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 御異議ナイト  
ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 御異議ナイト  
ニ御異議ナシト呼ブ者アリ)

日滿地方稅徵收事務共助法案

(第一讀會(確定議))

明治四十年法律第二十五號法中改正法律案  
(權太ニ施行スベキ法令ニ關スル件)

(第二讀會(確定議))

大正九年法律第五十三號法中改正法律案  
(關稅法關稅定率法及保稅倉庫法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)

(副議長(内ヶ崎作三郎君) 別ニ御發議モ  
アリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案ト  
モ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍  
手)日程第一乃至第三ハ、同一委員ニ付託シ  
タル議案デアリマスマスルカラ、一括議題トナ

スニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 御異議ナシト  
認メマス、日程第一、北支那開發株式會  
社法中改正法律案、日程第二、中支那振興  
株式會社法中改正法律案、日程第三、占領  
地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法律上ノ效力  
等ニ關スル法律案、右三案ヲ一括シテ第一  
讀會ノ續フ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ  
マス——委員長手代木隆吉君

第一 北支那開發株式會社法中改正法  
律案(政府提出、貴族院送付)  
第二 中支那振興株式會社法中改正法  
律案(政府提出、貴族院送付)  
第三 占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲  
ノ法律上ノ效力等ニ關スル法律案(政  
府提出、貴族院送付)

(第一讀會ノ續(委員長報告))

第一讀會ノ續(委員長報告)

(第二讀會(確定議))

第一讀會ノ續(委員長報告)

(第三讀會(確定議))

第一讀會ノ續(委員長報告)

(報告書)

一北支那開發株式會社法中改正法律案  
(政府提出、貴族院送付)

(右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也)

昭和十八年三月一日

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一中支那振興株式會社法中改正法律案  
(政府提出、貴族院送付)

(右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也)

昭和十八年三月一日

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一中支那振興株式會社法中改正法律案  
(政府提出、貴族院送付)

(右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也)

昭和十八年三月一日

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

報告書

一占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法律  
上ノ效力等ニ關スル法律案(政府提出、  
貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和十八年三月一日

委員長 手代木隆吉

衆議院議長岡田忠彦殿

(手代木隆吉君登壇)

○手代木隆吉君 只今議題トナリマシタ北  
支那開發株式會社法中改正法律案外二件ニ  
付テ、委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上  
ゲマス、付託セラレマシタ法案ノ要旨ヲ申  
上げマスガ、北支那開發株式會社法中改正  
法律案及ビ中支那振興株式會社法中改正法  
律案ハ、改正ノ要點ハ同一デアリマスカラ  
一括シテ説明ヲ致シマス

今次改正ノ要點ハ、政府補給金交付  
期間ス、兩會社共ニ五箇年間延長セント  
スルモノデアリマス、北支那開發株式會社法  
第二十九條及ビ中支那振興株式會社法第二十七條ノ規定ニ依レバ、ソレ  
ゾレ政府ハ一定ノ條件ノ下ニ、兩會社ノ民  
間株主ニ對シ、配當シ得ベキ利益金額ガ年  
六分ノ割合ニ達スルマデ、其ノ不足額ニ相  
當スル金額ヲ補給スルコトニナツテ居リ、  
其ノ補給金交付期間ハ、初營業年度及ビ爾後  
五箇年間ト定メラレテ居ルノデゴザイマス、  
兩會社ハ昭和十三年十一月七日ニ創立セラ  
レ、本年十二月末ヲ以テ、其ノ期間ハ満了  
スルコトニナルノデアリマス、而シテ右期  
間満了後、兩會社ガ政府ノ補給金ヲ受クル  
コトナクシテ、果シテ六分ノ配當ヲナシ得  
ルヤ、今日的確ナル見送シガ困難ニアリ、  
ノデアリマス、故ニ直チニ補給金制度ノ  
廃止ハ妥當ナラズト信ジ、兩會社ニ對シテ  
將來必ズシモ不安ナキ能ハザル狀態ニアル  
ルコトニアリマス、故ニ直チニ補給金制度ノ  
廃止ハ妥當ナラズト信ジ、兩會社ニ對シテ  
更ニ大東亞省ノ手ヲ經テ内地市町村役場ニ  
送ツテ、初メテ届出が完成シ、婚姻ガ成立  
ノデアリマス、斯カル場合ハ便宜上現地軍  
政官憲ニ於テ之ヲ受理シ、陸軍省ニ送り、  
ノミヂハ、帝國民法上ノ婚姻ハ成立シナ  
シマスレバ、ソレデ民法上ノ婚姻ノ效力ヲ  
生ズルノデアリマス、只今軍政下ニ於キマ  
シテハ、在留邦人ガ軍政官憲ニ届出ヲナ  
シマスレバ、斯カル場合ハ便宜上現地軍  
政官憲ニ於テ之ヲ受理シ、陸軍省ニ送り、  
ノミヂハ、帝國民法上ノ婚姻ハ成立シナ  
シマスレバ、ソレデ民法上ノ婚姻ノ效力ヲ  
生ズルノデアリマス、只今軍政下ニ於キマ  
シテハ、在留邦人ガ軍政官憲ニ届出ヲナ  
シマス、右ノ外民法、戸籍法、船舶法、船員  
法等ニ付テモ、同様ノ問題ガ生ズルノデア  
リマス、仍テ本法ヲ制定シテ、一般的ニ古

ルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ現行法  
ハ補給金交付ノ期間ヲ、初營業年度及ビ爾  
後五箇年ト定メタル所、兩會社ハ創立當初  
歷年制ニ依リタル營業年度ヲ、昭和十六年ノ  
四月一日カラ、政府ノ會計年度同様ニ變更  
シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或  
領事官ノナシタル行爲ガ、直チニ是等  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合ヲ生ズ  
ルニ至ル爲ニ、今回ノ改正ニ於テ、第十二

營業年度マデトシテ、補給金亦付決定期間  
ト營業年度ノ終期トノ間ニ、喰違ヒヲ生  
度マデトシタ譯デアリマス

次ニ占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法  
律上ノ效力等ニ關スル法律案ニ付テ中上ガ  
マス、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、皇  
軍ノ占領地域ニ於テ軍政ガ施行セラレ、當該  
地方ニ設置セラレテ居リマシタ領事館ハ、一  
切之ヲ閉鎖セラレタノデアリマス、然ルニ在  
來領事官ノ行ツテ居ツタ事項ノ中デ、或

シタ結果、營業年度ノ中途ニ於テ、補給金  
交付ノ期間が満了スルト云フ不都合

領地軍政官憲が占領地統治ノ爲メ行フ。行爲、或ハ在留邦人等が軍政官憲ニ對シテナス行爲中、從來領事官ノ行ヒタル事項、或ハ領事官ニ對シテ行ヒタル事項ニ付テ、之ヲ領事官ノ場合同様、内地法令上ノ調整ニ一步ヲ進メントスルモノニアリマス、尙ホ本法ノ施行ニ當リテハ、全占領地域ヲ一様ニ取扱ヒ得ザルニ依リ、之ヲ行ヒ得ル地域竝ニ事項等ニ關シテヘ、占領地域ノ諸般事情ニ即應シテ、勅令ヲ以テ之ヲ指定シ得ルヤウニシタノデアリマス。

本委員會ハ二月九日以來十回開會致シマ

シタ、委員會ニ於キマシテハ、三案ヲ一括

シテ議題ニ供シ、慎重審議ヲ重ネ、委員多

數ト政府トノ間ニ、熱烈ニシテ眞摯ナル質

疑應答が展開セラレタノデアリマス、特ニ

本法案ニ關聯ヲシテ、支那事變處理竝ニ大

東亞共榮圈建設ニ關シ深キ探求ヲ加ヘ、大

東亞戰爭完遂ニ伴フ共榮圈建設ニ付テ政

治、經濟、民族、思想、文化、厚生等ノ施

策ニ關シテ、根本的ノ論議ガ行ハレタノデ

アリマスルガ、其ノ間祕密會等モ開催致シ、

質スペキハ十分質シタノデアリマス、今委

員會ニ現ハレマシタ政府トノ質疑應答中、

其ノ主ナルモノヲ此處ニ御報告ヲ申上ダマ

ス。

其ノ一つハ、北支那開發株式會社、中支那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ二ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ三ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ四ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ五ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ六ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ七ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ八ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ九ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ十ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ十一ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ十二ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ十三ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ十四ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

ラナイコトハ同感デアル、現在ノ運用ニ

再検討ヲ加ヘ、改ムベキハ改メタイ、尙ホ

北支開發會社ノ系統會社事業ニ對スル

介入ハ、當然シナケレバナラヌガ、其ノ介入入

ス。

其ノ十五ハ、北支那開發株式會社、中支

那振興株式會社、兩會社ノ經營ヲ一元化シ、

若シクハ子會社ノ事業ヲ直營スル等、其ノ

經營ノ方針ヲ變更スル所ノ意思ガナイカ、

斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、大東亞大臣ヘ、

北支開發ハ大東亞省ノ監督責任アルガ、

中央ニ於テ監督權ヲ行使スルコトハ實情ニ

副ハナイノデ、現地機關ニ委シテアル、併

シ事務ノ末端マデノ干涉ヲ避ケナケレバナ

斯クノ如キ答辯ガアリマシタ、而シテ委員長ヨリ總括的ノ重要ナル質問ヲ致シタノデアリマスルガ、此ノ答辯ハ重要デアリマスルカラ、答辯ノ儘茲ニ皆様ニ御報告ヲ申上ゲタイト思ヒマス

委員長ノ擇問ハ、先般中華民國國民政府ノ參戰ニ關聯シテ執ラレタル帝國ノ對支政策ニ關シ重要ナル點、即チ第一點ハ、今次帝國政府ノ執リタル對支處理根本政策ノ基調ハ、國民政府ノ政治力ヲ強化シ、日華相協力シテ、以テ大東亞戰爭完遂ニ邁進スルニアリト思フガ、政府ハ是ガ實現ニ關シ、中華民國ニ對シ如何ナル態度ヲ以テ臨マルルノデアルカ、此ノ點ヲ明瞭ニセラレタイ、第二點ハ、租界還付、治外法權ノ撤廢等ノ措置ハ、北支那開發、中支振興等ノ國策會社ヲ初メ、一般在支那人ノ經濟活動ニ、自然的に相當ナル影響ヲ與フルモノト考ヘラルガ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル方針ヲ以テ臨マルルカ、關係業者ノ向フベキ所ヲ明カニスル爲ニ、政府ノ所信ヲ示サレタイ、斯様ナ質問ニ對シテ、大東亞大臣カラ、第一點ニ付キマシテハ、帝國ノ中華民國ニ對スル根本方針ガ、其ノ自主獨立ノ尊重ト、國民政府ノ政治力發揮トニアルコトハ、既報ノ聖戰ニ挺身スルコトヲ決意シ、國民ノ夕通りデアリマス、國民政府ハ今次ノ參戰ニ依ツテ帝國ト同生共死、相携ヒテ米英擊國ノ聖戰ニ挺身スルコトヲ決意シ、國民ノ向フベキ所ヲ明示致シタノデアリマシテ、茲ニ帝國ト中華民國トハ軍事上、政治上、經濟上凡ニ専分野ニ瓦ツテ完全ナル協力ヲ保チ、相提携シテ大東亞戰爭ノ完遂ニ邁進スルコトト相成ツタノデアリマス、即チ兩國ノ關係ハ茲ニ愈々緊密ノ度ヲ深クシテ參ルゴトハ當然デアリマスガ、獨立國間ノ提携デアリマスカラ、相互ニ十分相手方ノ立場ヲ尊重スル建前ノ嚴守サルベキハ申スマセモアリマセヌ、隨テ國民政府側ノ我ガ方

ニ對スル協力ヲ初メ諸般ノ政務ニ亘リマシテ、飽クマデモ其ノ創立ト責任ノ下ニ、自發的ニ發動サルベキアリマシテ、我ガ方ニ於テ其ノ施政ニ關シ干涉的態度ニ出ヅルガ如キコトハアルベカラサル所デアリマス、例へバ先日御質問ノアリマシタ國旗ノ問題ノ如キモ、國民政府ノ執レル措置ノ經緯ニ付テ、一應ノ説明ヲ申上ガタノデアリマスガ、事柄自體ハ國民政府ノ主權ノ發動ニ外ナラヌノデアリマシテ、我ガ方ノ關與スベキ限リデナイコトハ申スマデモアリマセス、又是ト同時ニ、帝國政府ガ租界ノ還付、治外法權ノ撤廢等ノ措置ヲ執ルニ至リマシタ所以モ、中國ノ主權ヲ尊重シ、其ノ自疆達成ヲ支持セントスル我が方ノ自發的意圖ニ出タルモノデアリマスルコト言ヲ俟タザル所デアリマス、第二ノ點ニ付キマシテ、我ガ方ノ執リタル措置ガ、在支邦人ノ經濟活動ニ及ボス影響ニ關シテ申上ゲマスガ、帝國ノ中華民國ニ對シ臨ム態度ガ、只今申述ベマシタ通り、其ノ日華提携ヲ具現セントスルモノデアリマシテ、邦人ノ經濟的發展ニ致シマシテモ、米英等ノ例ニ見タルガ如キ權益又ハ特殊ノ牙城ニ立籠ル觀念ヲ脱却スベキ時期ニ立至ツテ居ルト信ズルノデアリマス、今後北支開發、中支振興兩會社關係事業ニ付テモ、積極的ニ中國產業ノ振興ニ協力セシムルト共ニ、他面適當ノ調整ヲ加ヘテ參ル必要ガアルト存ジマス、又一般邦人ノ活動ニ付テモ若干ノ影響ハ免レナイ所ト存ジマス、併シ是ト同時ニ、斯クンデ初メテ眞ノ日華提携、共存共榮ノ基礎ガ確立スルノデアリマシテ、此ノ新タナル基礎ニ立ツテ、茲ニ永續性アル邦人ノ飛躍發展ガ確保サレルノデアリマス、支那ニ於テ事業ヲ營ム邦人ハ、國策ノ示ス所ヲ能ク理解セラレ、欣然協力的態度ニ出デラレンコトヲ切望スルモノデアリマス

見ヲ尋ネマシタ所、佐藤軍務局長ハ「簡單ト呼ブ者アリ」陸軍ヲ代表シマシテ、國民政府ノ作戦ト、之ニ伴フ帝國ノ新對支政策ハ「簡單ト呼ブ者アリ」是ハ重要デアリマスカラ、ドウゾ御聽キ願ヒマス、青木大東亞大臣ノ説明ニ依ツテ明確ニナツタト思フガ、對支政策ニ大乘の方策ガ執ラレタコトニ依ツテ、重慶政權ノ抗日抗戰ノ根本ガ、完全ニ覆滅サレタノデアル、孫文等ノ革命思想ハ、不平等條約ヲ廢棄シ、支那ガ植民地的地位カラ脱却スルコトヲ目的トシテ居リ、是ガ達成ヲ支那自身ノ手デ行ツテ居テハ、莫大ナル年月ト犠牲ヲ拂ツテモ、容易ニナシ得ルモノデハナイ、併シナガラ帝國ノ對支政策ノ轉換ニ依ツテ、是ガ目的ハ達成サレタノデアリ、支那史、否大東亞史上ニ變革ヲ與ヘタモノデアルト云フベキデアル、是ハ國府ノ南京還都以來ノ汪主席ノ熱烈ナル努力ト、國府ノ發展ト、帝國ノ協力ニ依ルモノデアル、而シテ此ノ對支政策ノ轉換ハ、吾ニ重慶政權ノ抗戰目的ヲ喪失セシメタノミナラズ、更ニ米英ノ戰爭目的ヲモ、半バ失ハシメタリト見ルコトガ出來ル、大東亞戰爭ハ支那事變ニ出デ支那事變ニ戻ルガ、大東亞戰爭ノ勃發ヲ招來スル日本交渉ニ於テ、其ノ難關ノ主題トナツタノバ、帝國ノ支那ニ於ケル武力ト經濟ノ排他的獨占デアツカガ、帝國ハ租界ノ還付、治外法權ノ撤廢ノミナラズ、敵產ノ殆ド全部ヲ返還シテ居リ、此ノ事實ハ帝國ノヨリ、完全ナ支那ノ獨立ヲ回復シタト言ヒ得ルモノデアル、租界ノ還付、治外法權ノ撤廢、敵產ノ處理ニ依ツテ、支那人或ハ在留邦人ニ、多少ノ損害ヲ與ヘルカモ知レナイガ、併シ大乘的見地ニ立ツテ、帝國トシテハ飽クマデ如何ナル障礙ガアラウトモ、

ノ答辯ガアツタノデアリマス  
今回ノ措置ハ断ジテ實行スル考ヘデアル旨  
其ノ他各般ノ事項ニ瓦ツテ、重要ナル質  
疑應答ガ重ネラレマシタガ、其ノ詳細ハ速  
記録ニ依ツテ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス  
斯ク致シテ質問ヲ終了致シマシタ、最後  
ニ三案ヲ一括シテ討論ニ入り、翼賛政治會  
ヲ代表シテ鈴木正吾君カラ、各案ニ對シ原  
案賛成ノ表明ガアリ、討論ヲ終リ、三案ト  
モ全會一致ヲ以テ、政府原案ノ通り可決致  
シマシタ、此ノ段御報告申上ガマス（拍手）  
○副議長（内ヶ崎作三郎君） 三案ノ第二讀  
會ヲ閉クニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕  
○副議長（内ヶ崎作三郎君） 御異議ナイト  
認メマス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ閉クニ決  
シマシタ  
ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕  
○副議長（内ヶ崎作三郎君） 御異議ナント  
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り  
可決セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長（内ヶ崎作三郎君） 森下君ノ動議  
認メマス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開キ、  
議案全部ヲ議題ト致シマス

---

北支那開發株式會社法中改正法律案 第二讀會（確定議）

中支那振興株式會社法中改正法律案 第二讀會（確定議）

占領地軍政官憲ノ爲シタル行爲ノ法律  
上ノ效力等ニ關スル法律案 第二讀會（確定議）

○副議長（内ヶ崎作三郎君） 別ニ御發議モ  
アリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案ト  
モ委員長報告通り可決確定致シマシタ（拍

Digitized by srujanika@gmail.com

○森下國雄君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際赤尾敏君外八名提出、青年禁酒法案ヲ議題トナシ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(内ヶ崎作三郎君)  
ニ御異議アリマセヌカ  
森下君ノ動議

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○副議長(内ヶ崎作三議長) 御

認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ——

青年禁酒法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出  
者ノ趣旨説明ヲ許シマス——贊成者金子定

一君

青年禁酒法案(赤尾敏君外八名提出)

青平素西法菜  
第一讀會

青年禁酒法

第一條 本法ニ於テ青年トハ満二十歳以上二十五歳未滿ノ者ヲ謂フ

第二條 青年ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ

得ズ  
營業者ニシテ其ノ業態上西預ア販賣又

營業者ニシテ其ノ業態ニ清糞未販賣不  
ヘ供與スルモノヘ青年ノ飲用ニ供スル

コトヲ知リテ酒類ヲ販賣又ハ供與スル  
コトヲ得ズ

第三條 警察官署ハ前條第一項ノ規定ニ

違反シタル者ニ對シ戒告ヲ爲スコト  
ヲ得

第四條 青年ガ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ

以テ所有又ヘ所持スル酒類及其ノ器具  
、行政、處分ヲ以テ之ヲ没収ノ又ヘ廢

ノ行政ノ處分ニ以テ之ヲ没収シ又ノ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置ヲ爲サシムル

コトヲ得

第五條 第三條ノ刑告未受タルニハ三回ニ及ビ仍第二條第一項ノ規定ニ違反シ

タル者ハ科料ニ處ス

第二條第二項の規定に違反シタル者ハ  
科料ニ處ス

第六條 營業者ガ未成年者又ハ禁治產者

ナルトキヘ本法ニ依リ之ヲ適用スペキ  
罰則ヘ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其  
ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有  
スル未成年者ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ  
營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同  
居者、雇人其ノ僕ノ從業者ニシテ其ノ  
業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自  
己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ  
免ルルコトヲ得ズ  
明治三十三年法律第五十二號ヘ本法ニ  
依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

對シマシテハ戒告、第一犯ニ對シマシテチ  
破告、第三犯ニ至ツテ初メテ科料ト云フ次  
第デゴザイマシテ、此ノ法律ニ依ツテ眞ノ  
意味ノ罪人ガ作ラレルトカ、或ハ前科者ガ  
生ズルトカ云フヤウナコトハ決シテナイノ  
デアリマス、又國家的、國民的ノ儀式、行  
事、藥用、又軍隊關係ノコトニ關シマシテ  
ハ、相當ニ顧慮シテ居ル次第ゴザイマス  
尙ホ以下若干ノ説明ヲ加ヘタイト思ヒマス  
此ノ法律案ハ、一面ニ於キマシテハ、經  
濟又ハ増産法デゴザイマス、他面ニ於キマ  
シテハ、厚生、國民保健法デゴザイマス、  
併シ其ノ正シイ性格ハ、道義法デアリマス、  
即チ大東亞指揮國家國民トシテノ良心的立  
法デアルコトヲ確信致シテ居リマス、先ヅ  
此ノ法律案ガ經濟的法案ト致シマシテ、如  
何ナル性質ヲ持ツテ居リマスカ、酒ノ消費  
物ノ消費 斯様ナケチナコトハモウ省略シ  
テ申上ゲマセヌ、増産ノ面カラ申上ゲマス  
ト、全國ニ於キマシテ著シイ禁酒ノ工場鑛  
山ガアリマス、鑛山ガ十八、工場ガ二十ア  
ルノデゴザイマスガ、就中福岡縣下ノ三井  
ノ田川炭礦、是ハ禁酒會員ノ多數ヲ以テ有  
名デゴザイマス、此ノ鑛山ニ付テ見マスル  
ト、禁酒會員ノ出勤率ハ、他ノモノニ比較  
シマシテ二割多イノデアリマス、又此ノ出  
勤者ト他ノ飲酒者トノ採炭率ヲ比べマスル  
ト、二割六分禁酒會員ノ方ガ多イノデアリ  
マス、又缺勤ノ方デ見マスルト、負傷缺勤  
ニ於キマシテ、禁酒會員ハ四割少イノデアリ  
リマス、病氣ノ缺勤ニ於テ三割五分少イノ  
デアリマス、其ノ他事故缺勤ニ於テ、四割  
二分少イノデアリマス、日立ノ本山鑛山、  
是モ全山禁酒デゴザイマスガ、禁酒ノ五箇  
年間ノ成績ヲ見マスト、負傷者ガ千人中ニ、  
減ジテ居ルノデアリマス、住友ノ忠隈炭礦、  
以前ハ三百十四人アリマンタモノガ、今デ  
ハ四十二人ニ減ツテ居リマス、疾病モ三割  
年間ノ成績ヲ見マスト、負傷者ガ千人中ニ、

是ハ負傷者ガ十分ノ九〇減ジテ居リマス、  
疾病ハ三分ノ二ヲ減ジテ居リマス、大阪鐵  
工所ノ造船工場、是モ負傷者ガ禁酒者ニ於  
テ三分ノ二少イノデアリマス、名古屋ノ大  
和屋工場モ、全工場禁酒デゴザイマスガ、  
傷病共ニ四分ノ三ヲ減ジテ居ルノデアリマ  
ス、是等ノ事實ヲ知リマシテ、試ミニ東京  
市内外ノ工場街ヲ歩イテ見マスト、此ノ非  
常時收入ニ懷ロヲ膨ラマシタ若イ労務者ノ  
酒ニ慕ヒ寄リ、闇ニ消エテ行ク姿、街頭ノ  
一杯ノ麥酒ノ爲ニ作ラレルアノ長蛇ノ列、  
アノ中ニハ幾多ノ青年、學生ガ交ツテ居ル  
ノデアリマスガ、是ハ決シテ只事デハアリ  
マセヌ、健全ナル厚生娛樂ヲ與フルト共ニ、  
一面彼等ヲ酒盃カラ救フコトガ、刻下ノ労  
務ト考ヘルノデアリマス、經濟法案、增產  
法案ト致シマシテハ、以上ノ事實ヲ以テ證  
明シ得タト考ヘマス、唯酒ノ魅力ヲ人生ノ  
慰安トシテ居ル所ノ申年ノ者ガ一杯ノ酒、  
二合ノ晚酌デ増産が出來ルモノナラバ、是  
ハ敢テ此ノ法デ咎メルモノデハアリマセヌ、  
是ハ農村ニ於ケル自家用酒ノ問題ト共ニ、  
別ニ考ノベキコト思フノデアリマスガ、  
但シ青年ニ關スル限り、儼タル事實ハ前ニ  
述べタ通リデゴザイマス

次ニ厚生、國民保健法案トシテ見マスヒ  
バ、我ガ國ノ不良少年、精神病者、犯  
罪者、瘋癲、癲瘍、精神病ノ多クハ兩親ノ  
酒、或ハ本人ノ酒ニ非常ニ關係ガアルノデ  
アリマス、又時局下重要此ノ上モナイ人口  
問題カラ見マスト、日本ノ乳兒死亡率ハ、  
平均千人ニ付テ百二十名デゴザイマスガ、  
前ニ申シマシタ田川炭礦ニ於ケル禁酒會員  
ノ家庭ニ於テハ、千人中乳兒死亡ハ五十  
名ノ平均、之ニ對シテ酒ヲ用ヒマスル家庭  
ニアツテハ、一千人ノ乳兒ノ中二百十八名  
ヲ失ツテ居ルノデアリマス、私ハ現役當時  
石川縣ニ在勤致シマシタガ、石川縣下ニハ  
有名ナ全村禁酒ノ河合谷村ガアリマス、此

ノ村ハ國民學校建築ノ爲ニ、全村禁酒ヲヤシタノデアリマスガ、其ノ五年後ニ於キマシテ、學校ガ四万五千圓デ出來タノミナラズ、各自ノ家屋改造、新築ノ爲ニ五万六百圓ヲ使ヒ、信用組合ニ七万四千圓ヲ蓄ヘ、郵便貯金トシテ四千二百圓ヲ蓄ヘ得タ譯デアリマシテ、十五年後ノ今日ニ至リマシテハ、米ノ增産ヘ一年平均一千三百石、木炭焼產二十四万貫、是ハ倍加シテ居リマス、養蠶、產馬共ニ激増シテ居ルノデアリマス、而モ此ノ村ノ出產率ノ多イコト、死亡率ノ少イコトハ、全國ニ有名ナル村デゴザイマス、又私方徵兵検査ヲシタ當時ハ、當時カラ既ニ縣下デ最モ優秀ナノデアリマシタガ、昭和十七年ノ結果ヲ見マスト、石川全縣下第一ノ成績ヲ示シテ居ルノデアリマス、酒ガ一般ニ人命ヲ十三年縮メ、煙草ハ五年縮メルト申シテ居リマスガ、是ハ時局下本當ニ考フベキ問題デアルト思ヒマス、デアリマスガ、本案ハ增産、保健ヲ超越致シマシテ、道義的法案ト云フ所ニ眞ノ性格ガアルノデアリマス、日本ノ指導者性ヲ世界ニ明白ニ示シ、日本道義ヲ發揮致シマシテ、大東亞共榮圈ヲ率ニテ立ツ日本ノ良心的一面ノ發露ト致シマシテ、一度足ヲ海外ニ運ビリニ激勵ノ手紙、感激ノ手紙ガ參ルノデゴザイマスガ、今ソレヲ朗讀スル時間ハゴザイマセヌ、ゴザイマセヌガ、洵ニ感心ニ堪ヘナイ例ト共ニ、心ヲ打タレルコトガ多イノデアリマス、例ヘバ満鐵ノ社員會ハ、最近ハ時局ニ鑑ミマシテ、幹部ノ飲酒ヲ禁止致シタ筈デゴザイマス、斯ウ云フコトモ通信ノ中ニ書イテアリマス、苟クモ人ノ上ニ立ツテ人ヲ指導スル地位ニアル者ハ、此ノ時局ニ於テ宜シク酒宴ヲ廢シ、酒ニ遠ザカルベシト云フ趣旨ノヤウデゴザイマス、満

洲、中華、南洋ニ於ケル日本ノ指導者が酒ヲ慎ミ、日本ノ青年ガ酒盃ヲ手ニシナカツタナラバ、建設ガドノヤウニ早ク進ムカ、蓋シ實表ノ外デアラウト思ヒマス、漢民族ハ義狄ノ昔カラ酒ノ害ヲ知リ、之ヲ慎シンド居リマシタノデ、今デモ御承知ノ通リ人前ニ醉態ヲ示サヌノデアリマス、其ノ漢民族ノ中ニ入りマシテ、我ガ國ノ青年達ガ如何ナルコトヲシテ居リマスカ、是ハ決シテ指導者トシテノ民族國家ノ青年ノ態度デハナイノデアリマス、日本ハ實ヲ申セバ世界ニ於キマスル最古ノ禁酒國デアリマス、當時ハ佛教ノ影響モアツタノデゴザイマセウガ、元來ガ日本ハ栗酒ノ國デアリマシテ、古イ神社ニ依リマスルト、古式ノ行事ハ、殆ド栗酒ニ依ツテ行ハレテ居ルノデアリマス、ソレハ別トシマシテ、奈良朝ノ盛事ノ直前、三韓、朝鮮ニ事アレバ、朝廷ハ禁酒ノ詔ヲ御出シニナリマシテ、國民ヲ覺醒セシメテ居ラレマシタ、又蒙古來ニ備ヘテ居ルノデアリマス、國家多難多事ノ時ニアリマシテモ、先ヅ鎌倉幕府ハ禁酒ノ令ヲ發シマシテ之ニ備ヘ、事終ルヤ再び禁酒ノ令ヲ發シマシテ、二度目ノ蒙古來ニ備ヘテ居ルノデアリマス、國家多難多事ノ時ニハ、直グニ之ヲ行ツテ居リマスガ、大東亞戰爭ノ今日ハ、未會有ノ重大時局デアリマス

止致シマシタ「フランス」ハ葡萄酒ノ稅收入ニ依ツテ、殆ド其ノ歲入ヲ保ツテ居タ國デアリマスガ、今ヤ滅亡ニ瀕シマシタガ「ペタン」ノ英斷ニ依リマシテ、是モ禁酒國ニナリマシタ、「ソ」聯邦モ亦強酒ノ製造ニ關し全面的禁止ヲナシテ、此ノ大戰ニ入ツテ居ルコトハ御承知ノ通リデアリマス、敵側「アメリカ」ノ全禁酒州ヲ纏メマスト、三十一州ニナリマス、其ノ他ノ州ト雖モ相當ニ制限ヲ加ヘテ居リマスノデ、殆ド全國禁酒ニ近イノデアリマス、「イギリス」モ亦強酒ノ半減禁酒カラ、今日ノ大戰ニ入りマシテ、今日デハ殆ド全國禁酒デアラウト考ヘテ居リマス、我ガ國ハ最高ノ道義國家ヲ以て任ズル諸國家中ノ最高峰ニ居リマス、是非共此ノ大事ニ當リマシテ、道義國家ノ最高峰ニ居ル實ヲ、此ノ青年禁酒法案ニ依ツテ示サナケレバナラスト考ヘマス

尙ホ一、二補足致シマス、此ノ法律案ニ於キマシテ、二十五歳下限定シマシタ所以ハ、青年ノ心身ノ發達發育ノ限界ハ、此ノ邊ニアリマス、學生青年教養ノ年輩モ此ノ邊デアリマス、又結婚出産等ニ大切ナ時期モ、此邊デゴザイマス、飲酒ノ害ヲ受ケ易ク、一生ノ不幸ヲ醸ス時期モ、此ノ前後デゴザイマス

最後ニ反對論ト思ハレルモノノ若干ニ對シマシテ、一言申上ゲテ置キマス、第一ニ禁酒ハ風教教化ノ力ニ俟ツベキデアルト云フ議論、東洋ニ於キマシテハ佛教ノ偉大ナル勢力ヲ以チマシテ、オ釋迦サンノ戒メヲ以チマシテモ、今日マデ先ヅ葷酒山門ニ入ルヲ禁ズト云フ標榜ヲ高ク掲ゲテ置キナガラ、才寺ノ中モ禁酒ハ行ハレテ居ナインデアリマス、西洋デハ耶蘇教ヲ背景トシテ、アレ程盛ンナ禁酒運動ガアリナガラ、法律ニアラザレバ遂ニ禁止停止スルコトガ出来ナカツタノデアリマス、我ガ國ニテモ禁酒體ノ數グケデモ一千ゴザイマス、禁酒令

員ハ四十万デゴザイマスガ、事實上少年ノ  
禁酒ノ止リマシタノハ、未成年者禁酒法ニ  
依ツタノデアリマス、ドウシテモ法律ノ力  
ニ依ラザレバ出來ナカツタコトガ東西兩洋、  
日本ヲ通ジテノ儼タル車實デゴザイマス(拍  
手)我ガ國ノ未成年者禁酒法ノコトハ、ド  
ナタモ御承知デゴザイマセウガ、今ハドウ  
カ、此ノ法律ノ發布以來、少年ノ九五%ハ  
實際ニ酒ヲ飲ンデ居リマセヌ、後ノ五%ハ  
時ニ反則ヲスルノデアリマスガ、是トテモ  
以前ニ比べレバ言フニ足ラナイガ、眞ニ是  
ハ世界ニ誇ルベキノ範法ノ效果デゴザイマ  
ス

十分ノ用意ノアルコトヲ申上ゲ テ置キマス

尙亦外國ノ宣傳文書等ヲ見マスルト、日

本軍ハ酒ノ醉ヒヲ藉リテ突撃ヲスルト云フ  
コトガ折々見エルノデアリマスガ、是ハ眞

赤ナ嘘デアリマス、此ノ際ニ私自分ノ経験  
カラ、左様ナコトノ決シテナイコト申上ゲ  
テ置キタインデアリマス、吾々ノ同僚譯岡

縣ノ加藤弘造代議士ハ、中隊長トシテ御出  
征ノ時ニ、漢口ニ於キマンテ四十六本ノ配  
給ノ酒ヲ、部下ノ取ルニ御任セニナツタ、  
所ガ持去ルモノ唯三本、四十三本ガ餘ツテ  
シマツタノデアリマス、加藤代議士ハ當時

中隊長トシテ、四十三本ノ酒ヲ悉ク打ツテ  
壊シテシマツタ御經驗ガアルノデアリマス  
(拍手) 近來ノ若イ將兵ハ、漸ク酒ニ鬪ス  
ル態度ガ變ツテ來タノデハナイカト云フコ  
トモ感ゼラレマス、要スルニ我ガ將兵ハ

大元帥陛下ノ股肱、義ハ山嶽ヨリモ重ク、死  
ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟致シマシテ、凡ユ  
ル困苦缺乏ニ堪ヘルノデアリマス、近クハ  
「ソロモン」群島ニ於ケル我ガ陸海軍、人間  
ヲ超越シテ居リマス、日本的立法トシテ、  
義理人情ヲ十分ニ考へツ立案シマシタ此

ノ法律ハ、陸海軍ヲ煩ハスコトガ決シテナ  
イト確信致シマス(拍手)

大東亜戦爭ガ道義ノ戰タルニ照シマシテ、  
此ノ大戰下ニ戰力増強、增産、國民厚生保  
健ノ大切ナルニ鑑ミ、道義法、忠節孝行ノ  
法、經濟增產法、厚生經濟法タル此ノ法律  
案ノ通過ヲ、二百八十七名ノ同志ニ代リマ  
シテ、衷心カラ祈ル次第ゴザイマス、以  
上(拍手)

○副議長(内ヶ崎作三郎君) 御異議ナシト  
認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次  
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、  
本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時六分散會

- 森下國雄君 本案ハ議長指名十八名ノ委  
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○副議長(内ヶ崎作三郎君) 森下君ノ動議  
ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕